

よくある問合わせ（案）

（業務従事者届出について）

Q 何故届け出をしなければならないのですか？

A 保健師助産師看護師法第 33 条の規定において、業務に従事する保健師、助産師、看護師及び准看護師は 2 年に一度、就業地の都道府県知事に氏名、住所等を届け出ることが義務付けられており、収集された情報は保健衛生行政上の分布や業態等を正確に把握するための基礎統計データとして利用されます。

Q 届け出しなかった場合どうなりますか？

A 届出義務に違反した場合は、保健師助産師看護師法第 45 条の規定により、50 万円以下の罰金が課せられます。

（届出対象）

Q 看護師免許を持っていますが、現在は看護師資格を要しない、関係ない業務に就いています。届出は必要ですか？

A 不要です。お持ちの免許資格に基づく（必要とする）業務に従事していない場合、届出の必要はありません。

Q 病院等で勤務していなくても届出は必要ですか？

A 看護職員として業務に従事しているのであれば、届け出が必要です。従事施設で判断するのではなく、保健師、助産師、看護師、准看護師資格に基づく（必要とする）業務に従事しているかどうかでご判断ください。

例 1：「保育園」で「看護師」として従事する者→届け出が必要です。

例 2：「保育園」で「保育士」として従事する者→届け出対象外です。

例 3：「病院」で「事務職員」として従事する者→届け出対象外です。

Q 令和6年12月31日現在、産休・育休、病休、休職等により、実際に業務に従事していない職員は届出の対象となりますか？

A 雇用関係が継続し、退職していない限りは、届出の必要があります。
その場合、「常勤換算」の項目は、「2. 短時間労働者」を選択し、「短時間労働者の1週間当たりの労働時間」に「0」（数字のゼロ）を入力してください。

Q 令和6年12月末をもって退職する職員は届出の対象となりますか？

A 令和6年12月31日現在、雇用関係が継続し、退職していない限りは、届出の必要があります。

Q 派遣会社から看護師の派遣を受け、事業所で働いてもらっているが、その場合も従事者届出を行う必要があるのか。

A 派遣会社から派遣されている看護師も従事者届出の対象になりますので、従事者届出を行う必要があります。

Q 事業所の代表者の場合、雇用形態はどの区分を選択するのか。

A 正規雇用を選択してください。

(氏名)

Q 結婚して姓が変わりましたが、免許証の籍訂正の手続きを行っていない場合、新旧どちらの姓を入力したらいいですか？

A 婚姻後の現在の姓を入力のうえ、速やかに籍訂正の手続きを行ってください。
※保健師助産師看護師法施行令第3条の規定により、登録事項に変更が生じた時は30日以内の申請が義務付けられております。

(住所)

Q 現住所と住民票上の住所が異なるのですが、どちらを入力すればいいですか？

A 現住所を入力してください。

(登録番号、登録年月日)

Q 免許証を紛失したため、登録番号と登録年月日がわかりません。空欄のまま届け出てもいいですか？

A 氏名、生年月日等の項目が正確に入力し、免許情報は空欄のまま届け出てください。なお、免許証を紛失した場合は、速やかに再交付の手続きを行い、登録番号等の確認できましたらシステムにて登録情報の修正を行ってください。

(複数の免許を持っている場合)

Q 保健師、助産師、看護師の免許を持っていますが、看護師の業務しか行っていない場合、どのように入力すればいいですか？

A 全ての免許の登録番号と登録年月日を入力し、主たる業務を「看護師」として届け出てください。

(業務に従事する場所)

Q 自分が勤務する施設等が、「業務に従事する場所」のどの区分（1～10）に該当するのかわかりません。

A 記載要領の内容、又は施設等の担当者に確認のうえ、最も適当であると考えられる区分を1つ選択してください。(県へのお問い合わせはご遠慮ください。)

Q 同一法人が設置する特別養護老人ホームと居宅サービス事業所の2か所で勤務しています。業務に従事する場所は、どちらを入力すればいいですか？

A 複数の場所で勤務している場合は、主たるもの1つについて入力してください。

Q 事業所が那覇市、浦添市、糸満市にある場合、施設IDはそれぞれで取得するのか。

A 届出情報は就業地ごとに集計することから、施設ごとに施設IDを取得していただくこととなります。

Q 看護師がクリニックと通所事業所を兼務している場合、従事者届はどちらで提出するのか。

A 複数の事業所で勤務している場合は、主たる勤務と考えられる事業所から提出してください。どちらを主とするかは、各事業所にてご判断ください。

(従事期間)

Q 現在A施設に勤務して1年半経っています。その前の1年間は、同一設置者のB病院で働いていました。その場合の従事期間は何年になりますか？

A 同一設置者の施設で継続して業務に従事しているため、従事期間は2年半となります。

(医療従事者届出システムに関する問い合わせ)

Q 医療従事者届出システムに関する問い合わせはどのようにすればいいですか？

A マニュアル等で確認できない内容については、厚生労働省の専用ホームページからチャットボットまたはヘルプデスクにお問い合わせください。

<厚生労働省専用サイト>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryooju_jisha-todokede-sys.html

(従事者届出の手続きについて)

Q 令和6年度からマイナポータルにて業務従事者届が行えるようになるという噂が、マイナポータルからは届出はできないのか？

A マイナポータルを活用した各個人からのオンライン届出の実施は、住基台帳システム等、連携する関連システムの改修に時間を要していることから、次回届け出時以降の運用へと持ち越されました。

Q スマートフォン等の扱いに不慣れで、システムによる届け出が不安です。

A 医療機関等に所属する看護職員の届出については、各看護職員による業務従事者届システムでの届け出を推奨しております。

施設担当者がシステム登録を行うことも可能ですが、各施設担当IDにてエクセル様式（就業先情報プレ入力済）を出力し、紙媒体やデータを取りまとめて、一括または個別登録することとなるため、個人情報保護の観点等も踏まえて各施設にて運用方針をご検討頂く必要があります。

なお、今回の届け出においては、定年退職後の再雇用看護職員の皆様からも、スマートフォンで簡単に入力できたという喜びの声を多数頂いております。施設担当者や周りの職員さんと相談するなどして、スムーズな手続きが行えることを期待しております。

Q 医療従事者届出システムを利用せず、紙で届出を行うことはできますか？

A 下記理由により原則、業務従事者届出システムにて届け出を行ってください。

ただし、医療機関等に属さない形で個人により看護業務に従事している看護職員（個人助産院等）やオンラインによる届出が困難な真にやむを得ない事情がある施設等に所属する者に限っては、紙媒体による届出を行うこととしてください。

※三師届とは根拠法や届け出先等含め別物ですので、混同しないでください。

【理由】

①令和4年度の届け出は、管内の約90%の看護職員の皆さん（約2万人）よりオンラインによる届け出を受け付けました。一方、残る約10%の看護職員の皆さん（約2千人）から紙媒体による届け出がありましたので、県によるシステムへの代理入力作業に時間を要することとなり、期限内のシステム登録に支障が生じました。

令和4年度届け出において紙媒体にて届け出された看護職員の皆様におかれましては、数分の手続きで、紙媒体の個人情報が複数機関経由することなく、直接国の

システムに登録される漏洩リスクのない安全な手続きとなっておりますので、今期においてはオンラインによる届け出を採用頂きますようお願いいたします。

②看護師等の人材確保の促進に関する法律施行規則において、業務従事者届の内容は電子情報処理組織（システム）を使用して厚生労働大臣に提供されることとされており、本システム内において、厚生労働省による情報の利用等について各看護職員への同意項目を設けて運用されております。

国においては都道府県に届けられた届出内容を同システムにおいて円滑に収集し、保健衛生行政上の分布、業態等を正確に把握し、基礎データとして利活用していく必要がありますので、業務従事者届の趣旨に鑑み、当該システムにより届け出を行って頂きますようお願いいたします。

③デジタル改革関連法制定を踏まえた看護職の人材活用システムの運用が開始されることから、情報連携による一連の仕組みが構築（医療従事者届出システム、国家資格等情報連携・活用システム、ナースセンター・コンピュータ・システム（NCCS））され、住民基本台帳ネットワークシステム情報等と共有された正確な情報として整備される予定です。

今後の看護職員に係る各種手続において、連携した仕組みの構築のためにも、医療従事者届出システムによる届け出をお願いいたします。

④令和6年度届出より、各看護職員が入力フォームより登録した内容は、直接システムに登録され、届出手続きは完結します。

施設担当者含む第三者からの閲覧は行えない仕様へと改善されましたので、個人情報保護の観点からも、各看護職員による入力フォームでの届け出をお願いいたします。

（補足）施設担当者取りまとめによるシステム一括登録は、自施設の職員情報をすでに台帳管理等されている場合（施設で個人情報を一括管理）を想定してのものであります。

各看護職員にエクセルや紙媒体の個票（個人情報）を提出してもらう運用を採用する場合は、個人情報（届出内容）を施設担当者に取りまとめ一括システム登録する必要があることから、各看護職員への丁寧な説明が必要となります。

（施設担当者マニュアル 10p～13p）